県立高校の適正規模及び統廃合基準について

H19.4.16 高校教育課

1.現行の適正規模(H11県立学校再編成基本計画から)

適正規模

= 高等学校の学校規模は、1学年4学級以上8学級以内が適正である。

生徒が自分の興味・関心や進路希望などに応じて、多くの教科・科目の中から自主的に選択して学習できるため。

集団の中で切磋琢磨しながら学習活動や学校行事、部活動などで充実 した高校生活を送ることができるため。

施設・設備活用の効率性なども含め総合的に判断

再編成の方向(H11県立学校再編成基本計画)

<u>1 学年 9 学級以上の高等学校</u>については、生徒や地域のニーズなどを 踏まえながら長期的に改善を図っていく。

1 学年 3 学級以内の高等学校についても、一般的には学校規模の適正 化が必要であるが、第一義的には、地域に根ざし、小規模校の良さを 生かした特色ある学校づくりに取り組むことが重要である。

1 学年 3 学級の高等学校については、今後、生徒や地域の実情に即した教育内容の充実が必要であり、また、近隣高校との統合によって学校規模の適正化を図ることも考えられる。

1 学年 2 学級以内の高等学校については、教科・科目や部活動等の選択幅が狭くなるなど問題点が多く、再編成を図る必要があるが、中山間地域においては、高等学校が地域文化の拠点の一つであったり、高校生の存在が地域の活力を引き出している場合も多いため、統廃合基準に基づいて慎重な配慮をもって検討する。

2. 現行の統廃合基準(H11県立学校再編成基本計画から)

普通科を設置する1学年2学級の高等学校については、入学者数が入学定員の5分の3を2年連続下回ることが見込まれる場合には、引き続き存続させるか、近隣普通高校と統合するかを適当な時期に検討する。その際には、中山間地域の振興の観点から、1学年1学級本校としての存続のあり方をあわせて検討していく。

専門高校又は総合学科を設置する高校が1学年2学級となることが見込まれる場合には、支障のない形で、原則として近隣の専門高校又は総合学科を設置する高校との統合を検討する。

全日制課程分校又は1学年1学級本校において、在籍生徒数が収容定員の5分の3に満たず、しかも、将来にわたって生徒数が増加する見通しが立たないと見込まれる場合には、生徒募集を停止するか、近隣高校へ統合するかを適当な時期に検討する。

ただし、今後、高等学校の再編成を進めていくに際し、必要な場合には、 これらの学校がこの基準に該当しない場合であっても、高等学校への統合 を検討していく。

なお、これらの統廃合基準の適用に当たり、中山間地域の分校や1学年2学級以内の普通高校については、収容定員又は入学定員の設定を1学級当たり35人とみなすこととする。